

3 年金指導課

公的年金事業については、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担っています。

年金指導課では、国（厚生労働省）が行う必要があるとされた以下の業務を行っています。

（１）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が滞納処分等（差押や財産調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

（単位：件）

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	311,697	305,769	283,233

（２）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」や「収納職員」に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

（単位：人）

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	275	262	206

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

機構が立入検査等（厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入調査又は適用事業所への事業所調査）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	138,257	133,793	169,702

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査等の認可

① 概要

機構が受給権者調査等（年金受給権者や被保険者に対する調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	16	19	88

(5) 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
報告件数	19,769	23,288	19,603

(6) 日本年金機構からの立入検査等の実施結果に係る報告

① 概要

機構が立入検査等を行った場合は、その結果を地方厚生局長に報告することとされています。

年金指導課では、機構から立入検査等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
報告件数	125,494	46,564	122,454

(注) 平成 26 年 4 月認可分から認可有効期間が 6 ヶ月間から 1 年間に延長されたため、平成 26 年度の報告件数は平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月までの認可に係るものです。

(7) 上記(1)～(6)に係る日本年金機構に対する監督

① 概要

年金指導課では、機構近畿ブロック本部（現在の機構近畿地域部）との定期的な打合せの実施などにより機構と緊密な連携を図り、公的年金事業の適正・円滑な運営に努めています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：回)

	25 年度	26 年度	27 年度
連絡調整会議	6	6	6

(8) 厚生年金保険料等の納付の猶予等

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受付けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
許可件数	0	0	0
不許可件数	6	1	0